



## 平成 24 年分 所得税・住民税申告相談期間は

**2月 18 日 (月) ~  
3月 15 日 (金) です**

所得税・住民税の申告書の受付を、次ページ日程のとおり行います。

毎年、申告期限間近になると、相談窓口が大変混雑します。今から申告に必要な書類などを整理して、申告はできるだけ早めに済ませるようにしましょう。確定申告書は、機械にて処理しますので記入にはご注意ください。

また、所得税の確定申告は、2月 18 日(月)から 3月 15 日(金)まで(土・日を除く)、大垣市民会館会場でも行っています。なお、土地譲渡所得のある方は、大垣市民会館会場をご利用ください。

### ○確定申告が必要な主な方

- ◇事業（農業を含む）をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合など、平成 24 年中の所得金額の合計額から雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除の額より多い方。
- ◇サラリーマンの方で、給与の年収が 2,000 万円を超える方や給与を 1 力所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える方。または、給与を 2 力所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が 20 万円を超える方。
- ◇公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。ただし、還付を受けるための申告書を提出することができます。※確定申告が不要であっても住民税の申告は必要となる場合があります。

### ○還付申告ができる方

確定申告をする必要がない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ◇多額の医療費を支払った場合
- ◇災害や盗難にあった場合
- ◇年の途中で退職し、再就職していない場合

※還付申告をする場合は、給与所得以外の所得が 20 万円以下であっても、それを含めて計算しなければなりません。

### ○申告に必要なもの

- ◇「印鑑」と「申告書」  
(確定申告書や町民税・県民税申告書が届かなかった方は、総務部税務課または申告相談会場に用意してあります。)
- ◇給与・報酬・年金等のある方は、それぞれの「源泉徴収票」
- ◇譲渡所得のある方は、「土地や建物の売買契約書」及び「仲介手数料等の費用の領収書」等
- ◇社会保険料控除を受ける方は、「国民健康保険・国民年金・農業者年金などの領収書」等  
※国民年金については証明書が必要です。
- ◇生命保険料・地震保険料控除を受ける方は「生命保険（個人年金を含む）や地震保険等の支払額証明書」
- ◇障がい者控除を受ける方は、「障がい者手帳」等
- ◇医療費控除を受ける方は、「支払った金額のわかる領収書」※補てん金がある場合は、その金額がわかるもの
- ◇住宅借入金等特別控除を受けられる方は、「登記事項証明書」・「請負契約書（売買契約書の写し）」・「住民票」・「借入金の年末残高等証明書」等
- ◇その他、必要な証明書等